

○定款変更認可申請 添付書類チェックリスト(2部提出)

※1～3までは内容にかかわらず必須。4以下は内容に応じて添付すること
(その他、場合に応じて追加で説明資料を求める場合があります)

法人名

項目		確認	備考
定款変更認可申請書 (第25号様式) ※原本を2部提出	変更内容		
	変更理由		
1	条文新旧対照表		
2	変更に関する手続を経たことを証する書類 (社員総会等、医療法及び定款に沿った手続の行われていること。)		社員総会議事録の写し(原本証明したものを2部提出)、法人によっては理事会議事録、評議員議事録も必要
3	現行の定款		変更前の現行のもの
4	病院、診療所又は 介護老人保健施設、 介護医療院の追加の場合	診療科目	
		従業員の定員	
		敷地及び建物の構造概要	
		管理者となるべき者の氏名	
		管理者の医師免許証等の写し	
		その他追加される病院等の概要を説明する資料	
		2年間の事業計画及びこれに伴う予算書	初年度が6ヶ月に満たない場合は3年分作成
	不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書(所有者確認)②賃借する場合は、契約書の写し及び賃借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書(登記の地番と住居表示が異なる場合)	登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照	
上記施設の廃止の場合	廃止決定に係る社員総会議事録、廃止届(もしくは申請書類案)		

項目		確認	備考
5	附帯業務の追加の場合	業務に係る施設の職員 (職員名簿等)	
		敷地及び建物の構造設備の概要	
		運営方法 (運営要綱、運営規程等)	
		2年間の事業計画及びこれに伴う予算書	初年度が6ヶ月に満たない場合は3年分作成
		国・県・市町村等からの委託事業の場合は、委託契約書(案でも可)	
	不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書(所有者確認)②賃借する場合は、契約書の写し及び賃借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書(登記の地番と住居表示が異なる場合)	登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照	
附帯業務廃止の場合	廃止決定に係る社員総会議事録、廃止届(もしくは申請書類案)		
6	収益業務の追加の場合(社会医療法人)	収益業務の概要及び方法 (「4 附帯業務」を参照)	
7	医療機関もしくは附帯業務事業所の移転の場合	移転先の不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書(所有者確認)②賃借する場合は、契約書の写し及び賃借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書(登記の地番と住居表示が異なる場合)	登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照
		許認可申請書、変更届等	
		※所管行政庁の許認可等のため、移転前に定款変更認可を受ける必要がある場合は、4もしくは5のやり方のおり、まずは新住所の医療機関(事業所を)追加し、移転後に旧住所のものを削除するものとする	
8	厚労省の認定医療法人に係る定款変更の場合	厚労省からの移行計画認定通知書の写し	
9	持分なし医療法人へ移行する場合	出資者の持分放棄同意書、持分放棄にかかる社員総会議事録	
10	区画整理や住居番号設定等による住所変更の場合	住所変更証明書や住居番号通知書等の写し	
11	新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合	基金募集通知もしくは募集要項等及び基金引受申込書の写し(不動産の拠出を受けるときには、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類を追加)	持分なし法人の場合は、案を添付
12	モデル定款に準拠する場合	変更後の定款案	

★役員やその家族等から賃借する場合は、近隣地域の類似物件の坪(m²)単価と比較して、賃料が著しく高額でない旨の説明資料を添付(様式は任意、物件価格はインターネット等参照で可)